

取調べの全過程の可視化（録画・録音）を求める会長声明

- 1 最高検察庁は、本年3月21日、取調べの録音、録画に関する指針を公表した。2006年5月から全国の検察庁で試行された170件の録画・録音の結果をふまえて、裁判員対象事件すべてについて本格的な録画・録音の試行を実施するとしたものである。

また、今般、警察庁も、2008年度中に取調べの一部の録画・録音の試行を開始することを明らかにした。

日本弁護士連合会ははじめ各地の弁護士会が強く実施を求めてきた取調べの可視化（録画・録音）について、検察庁が本格的な試行に踏み切ったこと、特に、これまで実施に強く抵抗してきた警察庁も、試行とはいえ一部実施の方針をとったこと自体は、大きな前進といえる。

しかし、いずれの指針も、取調べの全過程ではなく、自白調書作成後に署名押印する場面など、取調べのごく一部の過程の録画・録音にとどまっていること、実施する事件も捜査機関の判断で選別できること、被疑者が拒否した場合は実施しないとしていることなど、まだ不十分な内容となっている。そればかりか、問題のある取調べの結果虚偽の自白をしたにもかかわらず、自白調書作成の場面のみが録画・録音されて法廷の証拠となるなど、冤罪を覆い隠すための方法として機能する懸念すらある。

- 2 すでに広く指摘されているように、わが国では録画・録音も弁護人の立会いもない「密室」で取調べが行われ、違法・不当な取調べにより虚偽の自白を強要され、冤罪を生む原因となってきた。

昨年、鹿児島県の志布志事件、富山県の氷見事件、佐賀の北方事件と、いずれも違法不当な取調べにより被疑者が虚偽の自白をしたことが明らかとなって無罪が確定する事件が相次いだ。茨城県内でも、水戸地方裁判所下妻支部において、取調べの不適切さを指摘し、自白の信用性を否定する判決が確定した事例が報告されている。しかし、検察庁・警察庁の指針のような方法では、このような自白強要を防止する効果は期待できない。

- 3 また、この指針のような方法では、裁判員制度に向けた改革としても不十分である。

裁判員制度は来年5月21日に実施が迫っているが、自白の任意性・信用性が争いになった場合に、取調べの状況について長時間の尋問を行うことは裁判員の負担となるばかりか、客観的資料のない中で裁判員が適正な判断をすることは困難である。取調べの録画・録音は裁判員制度の円滑な実施のためにも必要不可欠であるが、指針のような方法では、自白に至る過程で違法・不当な取調べがされたと被告人が訴えた場合、結局は捜査官の証人尋問等を実施せざるをえず、従来 of 審理と変わらないことになる。

- 4 検察庁・警察庁とも、自白の獲得が困難になるとして、取調べ全過程の録画・録音には反対している。

しかし、取調べの録画・録音はすでに欧米諸国をはじめ、韓国・台湾・モンゴルなどでも実施されている。昨年5月の国連拷問禁止委員会による最終見解は、日本政府に対して、全取調べの電子的記録及びビデオ録画等を実施

するよう勧告している。捜査の可視化を実現しながら捜査目的の遂行と治安の維持をはかるのが国際的趨勢となっている。

5 よって、当会は、捜査機関に取調べの全過程の録画・録音を義務付ける法制度の整備を求めるとともに、当面、検察庁・警察庁が、試行段階でも取調べの全過程の録画・録音を実施することを強く求める。

2008（平成20）年4月16日

茨城県弁護士会

会長 谷 萩 陽 一